平成２７年３月２０日

建設業者各位

土浦市総務部管財課

競争入札に係る工事費内訳書の取り扱いについて

　日頃より，市の業務についてご協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

　さて，昨年６月４日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により，公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下，「入札契約適正化法」という。）が改正され，ダンピング受注の防止等のための措置として，建設業者は，公共工事の入札に係る申込みの際に，その金額にかかわらず，入札金額の内訳を記載した書類（以下，「内訳書」という。）を提出するものとされました。また，提出された内訳書について，地方公共団体の長がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されました。

　つきましては，本市においても改正法の趣旨を受け，下記のとおり取り扱いいたしますので，ご案内いたします。

記

　　１．内訳書の提出を求める対象

　　　　（現　在）一般競争入札案件のうち，予定価格（税込）が５００万円以上の建設工事

　　　　　 　↓

　　　　（変更後）競争入札に付するすべての建設工事

　　２．提出された内訳書の具体的な取扱い

　　　　 内訳書の内容に不備がある場合には，原則として当該内訳書を提出した者の入札を

無効とします。

【例】・内訳書の提出者名の誤記

・工事件名の誤記

・入札金額と内訳書の総額の著しい相違　など

　　３．実施時期

　　　　　平成２７年４月１日以降の入札から実施

≪参考≫ 改正 入札契約適正化法

第１２条　建設業者は，公共工事の入札に係る申込みの際に，入札金額の内訳を記載した書類を提出しなけ

ればならない。

第１３条　各省各庁の長等は，その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し，及び不正行為を排除するため，前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。